

## 寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則(平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が国の雇用調整助成金等の支給申請に係る事務を社会保険労務士に依頼した場合に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、雇用調整助成金等の制度の利用を促進し、従業員の雇用の維持及び事業活動の継続を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、雇用調整助成金等とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金。ただし、判定基礎期間に令和3年10月1日以降の日を含むものに限る。
- (2) 職発0310第2号に基づく緊急雇用安定助成金。ただし、判定基礎期間に令和3年10月1日以降の日を含むものに限る。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び附則第15条の4の5の規定に基づく産業雇用安定助成金。ただし、判定基礎期間に令和3年10月1日以降の日を含むものに限る。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 雇用調整助成金等の支給申請に係る事業所が市内に所在する法人又は個人事業者であること。
- (2) 雇用調整助成金等の支給申請を行った事業者であること。

- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、社会保険労務士に支払った次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費
- (2) 提出代行又は事務代理に要する経費
- (3) 前各号に付随して必要な経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費を合算した額（1,000 円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1 事業者につき 10 万円を限度とする。

（補助金の申請の期間）

第 7 条 補助金の交付を求める者（以下「申請者」という。）は、令和 3 年 10 月 18 日から令和 4 年 3 月 7 日までの間に市長に申請しなければならない。

（提出書類）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金交付申請書兼請求書に次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金誓約書
- (2) 募集要項で別に定める書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請に要した書類は返却しないものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて調査を行った上で、適当と認めるときは、規則第 6 条第 1 項の規定により補助金の交付を決定し、寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補

助金交付決定通知書及び交付確定通知書により、申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助金は、この要綱に定める補助事業の実績に基づき精算額で交付決定を行うものであることから、規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告をすることを要しない。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金交付決定取消通知書により交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金が交付された後に前条各号のいずれかに該当する事由があることが判明したときは、必要に応じて調査を行った上で、寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金返還命令書により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(標準処理期間)

第 12 条 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、14 日とする。

2 規則第 13 条に規定する補助金の額の確定に係る標準処理期間は、14 日とする。

(委任等)

第 13 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。